平成13年３月22日農林水産省告示第445号（農産物検査法施行規則第20条の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部を改正する件について

令和６年３月
農林水産省農産局

１　制度の概要

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第20条第３項の規定により、登録検査機関（同法第２条第５項に定める登録検査機関をいう。）は、農産物検査員が農産物検査を実施したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告（以下「検査結果報告」という。）しなければならないこととされており、検査結果報告の期日は、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第20条の規定に基づき、平成13 年３月22日農林水産省告示第445号（農産物検査法施行規則第20条の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）第２号において定められている。

また、検査結果報告は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第３条第１項の規定に基づく米穀、麦その他の重要な農作物を生産する農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金（いわゆる「ゲタ対策」）のうち、同項第２号に規定する生産量に応じて交付する交付金（以下「数量払」という。）の支払対象数量に大きく影響を受ける。

２　改正の趣旨

本年から大豆及びそばの数量払の交付申請期日が３月５日から４月 30 日に改正されたことに伴い、速やかに当該年産の検査結果を把握するため、４月の検査結果報告の期日を早める必要がある

３　改正の内容

大豆及びそばについて、現行において翌年１月10日までとしている４月の検査結果報告の期日を、翌月５月10日までとする。

４ 施行期日

令和６年３月29日

○農林水産省告示第六百六十九号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第二十条の規定に基づき、平成十三年三月二十二日農林水産省告示第四百四十五号（農産物検査法施行規則第二十条の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

一 （略）＃

二 （略）＃

農産物検査の区分	品位等検査					
農産物の種類	（略）	大豆（輸入に係るものを除く。）		そば（輸入に係るものを除く。）		
事項	（略）	（略）		農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果		
期間	（略）	五月一日から十二月三十一日までの間	翌年一月から翌年四月までの毎月一日から末日までの間	五月一日から十二月三十一日までの間	翌年一月一日から翌年二月末日までの間	翌年三月
期日	（略）	（略）	（略）	翌年一月十日まで	翌年三月十日まで	翌月の十

改正前

一 （略）＃

二 （略）

農産物検査の区分	品位等検査					
農産物の種類	（略）	大豆（輸入に係るものを除く。）		（新設）		
事項	（略）	（略）		（新設）		
期間	（略）	四月一日から十二月三十一日までの間	翌年一月から翌年三月までの毎月一日から末日までの間	（新設）	（新設）	（新設）
期日	（略）	（略）	（略）	（新設）	（新設）	（新設）

				(略)
	小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
及び翌年四月の毎月一日から末日までの間	(略)	(略)	(略)	(略)
日まで	(略)	(略)	(略)	(略)

				(略)
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

附　則

この告示は、公布の日から施行する。